

## 山口県からの「業務改善命令」について

平素は、当組合の事業を各般にわたり、ご利用、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 10 月に当組合肥中支店において発生した不正事件につきましては、組合員の皆様、ご利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたこと、信用の失墜を招いたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

当組合はこの不正事件の発生に際して、水産業協同組合法第 123 条第 4 項の規定に基づく山口県の検査を受け、内部けん制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理体制に重大な問題が認められたことから、本日 2 月 6 日付けで以下を骨子とする「業務改善命令書」が山口県知事より交付されましたので、お知らせします。

(業務改善命令骨子)

1. 本店、統括支店、支店の管理機能を十分発揮し、統一的な業務執行体制を確立すること。
2. 全職員に対し適正な事務処理を徹底し、内部けん制機能の充実・強化を図ること。
3. 不正事件の発生を踏まえ、内部けん制機能が発揮されるよう信用事業店舗再編計画の見直しを行うこと。
4. 事故防止のための人事管理方針(人事ローテーション、連続職場離脱等)を策定すること。
5. 実効性のある法令遵守態勢を確立するとともに、理事会において法令遵守態勢の取組みを検証すること。
6. 監査部門の強化により監査機能の実効性を確保すること。

今後、不正事件が発生することのないよう、山口県から示された業務改善命令に基づき、事件発生の原因究明と合わせ、内部管理体制の充実・強化のための様々な施策を「業務改善計画」として取りまとめ、健全経営と信頼回復へ向けて、役職員が一丸となって取り組む覚悟であります。

平成 21 年 2 月 6 日

山口県漁業協同組合

代表理事組合長 田中 傳